

大阪大学核物理研究センター技術職員組織内規

第1条 国立大学法人大阪大学技術職員の組織等に関する要項に基づき、本センターに技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、教室系技術職員（以下「技術職員」という。）に係る組織として技術部を置く。

第2条 技術部はセンター長が総括する。

第3条 技術部は、技術職員をもって組織する。

第4条 技術部に技術班を置き、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 AVFサイクロトロン及びリング・サイクロトロン並びにその附属設備（以下「サイクロトロン等」という。）の運転及び整備業務に関する事。
- 二 サイクロトロン等の保守点検、修理及び消耗品の交換に関する事。
- 三 サイクロトロン等の開発及び改良の補助業務並びに試作に関する事。
- 四 放射線レベル測定並びに放射線測定器の点検、修理及び開発その他放射線管理に関する事。
- 五 その他実験設備等に係る業務に関する事。

第5条 前条に定める技術班に技術班長及び技術主任を置く。

- 2 技術班長は、極めて高度の専門的な知識、技術等に基づく業務を担当し、技術班の業務を掌理するとともに技術的な指導助言等を必要に応じ行う。
- 3 技術主任は、特に高度の専門的な知識、技術等に基づく業務を担当し、技術班の業務を処理するとともに技術的な指導助言等を必要に応じ行う。
- 4 技術班長及び技術主任は、技術職員をもって充てる。

第6条 第4条に定める技術班に技術班長及び技術主任のほか、特に高度の専門的な知識、技術等に基づく指定された業務を処理するとともにその専門的分野に関する技術的な指導助言等を必要に応じ行うため技術専門職員を置くことができる。

- 2 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。